



119情報

区連会 9 月 定例会説明資料
令和 7 年 9 月 19 日
都 筑 消 防 署

■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 / 年別		令和 7 年		令和 6 年		累計前年比 増△減
		8月	累計	8月	累計	
火 災 件 数 (件)		0	28	2	10	18
火災種別	建 物 火 災 (件)	0	16	2	9	7
	車 両 火 災 (件)	0	5	0	1	4
	そ の 他 の 火 災 (件)	0	7	0	0	7
焼 損 面 積 (㎡)		0	659	0	113	546
死 者 (人)		0	0	0	0	0

【8月 0件】

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら#7119



区分 / 年別		令和 7 年		令和 6 年		累計前年比 増△減
		8月	累計	8月	累計	
救 急 件 数 (件)		969	7,136	937	7,362	△ 226
救急種別	急 病 (件)	713	5,029	678	5,200	△ 171
	交 通 事 故 (件)	41	320	42	353	△ 33
	一 般 負 傷 (件)	167	1,340	156	1,348	△ 8
	そ の 他 (件)	48	447	61	461	△ 14

※ 数値は速報値のため、変更になる場合があります。

優先的に
診てもらえる

救急車の適正利用に
ご協力をお願いします！

救急車は無料だから

夜間・休日の
診察時間外だった

どこの病院に行けばいいかわからない

夜間救急
入口→

???



住宅用火災警報器は10年を目安に

点検 交換

をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください

☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会



発火事故が急増しています

あなたの
スマホやタブレット、
モバイルバッテリーは
大丈夫？

リチウムイオン電池の 取扱いに注意しましょう！

なぜ発火するの？ リチウムイオン電池は、内部に可燃性の電解液を含んでいるため、外部からの衝撃や過充電、ショートなどにより、発火や爆発を起こしやすい性質があります。

事前に確認

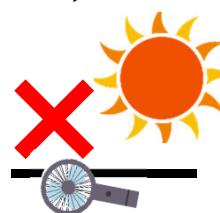
- ☐ リコール対象製品でないか、リコール情報を確認。
- ☐ 新規に購入する際は、PSE マークを必ず確認。



安全基準
マーク

使用時の注意

- ☐ 強い衝撃、圧力を加えたり高温の環境に放置しない。
- ☐ 充電中は周囲に可燃物を置かない。
- ☐ 充電コネクタの破損や水濡れに注意する。
- ☐ 膨らんでいる、熱くなっている、変な臭いがするなど、異常を感じたら使用を中止する。



使用済みの電池

- ☐ リチウムイオン電池は一般ゴミに出さず、回収ボックスやリサイクル協力店へ。



リサイクル



回収、再資源化は「一般社団法人JBRC」の
リサイクル協力店で実施しています。
(二次元コード参照)

「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について【事業説明】

1 趣旨

横浜市は、2026 年度（令和 8 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示しする「新たな中期計画の基本的方向」を取りまとめました。この「基本的方向」に関する市民意見募集を 9 月 22 日（月）から 10 月 21 日（火）まで実施します。

つきましては、地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、市民意見募集について、各区連会 9 月定例会でお知らせしたいと考えております。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 内容

次の内容を記載した資料を単位会長あてに送付します。詳細は別添をご参照ください。

（１）「新たな中期計画の基本的方向」の概要版

（２）市民意見募集の実施

【実施期間】令和 7 年 9 月 22 日（月）から令和 7 年 10 月 21 日（火）まで

【提出方法】以下の方法でご提出ください。

・横浜市電子申請・届出システム※（右の二次元コードより）

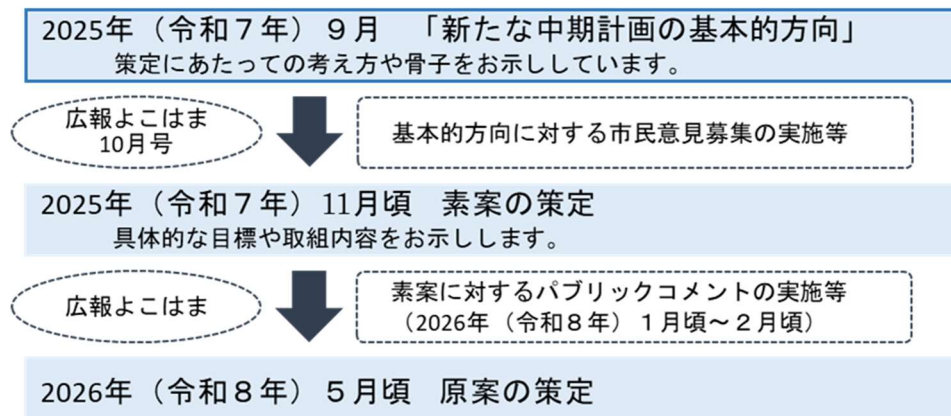
※9 月 22 日（月）よりご利用いただけます。

・電子メール ・郵送 ・FAX



4 参考

新たな中期計画の策定スケジュール（予定）



新たな中期計画の 基本的方向

新たな中期計画の策定に向けて、皆様のご意見をお聴かせください

はじめに

横浜市は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示する「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

横浜市役所が組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様とともに、＜14の政策分野からなる総合的な取組＞と＜横浜の成長・発展に向けた横断的な取組＞により、横浜に関わる全ての人が前を向き、未来に希望を抱くことができる「明日をひらく都市」の実現を目指します。

市民の皆様のご意見をぜひ、お寄せください。

新たな中期計画の指針

2040年頃の横浜のありたい姿として、共にめざす都市像「明日をひらく都市」を継承します。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。

私たちのまち横浜は、
150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。
ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。
これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。
たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共につくりましょう。
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。



横浜市は、市民目線での政策推進に向け、あらゆる機会を捉えて、多様な手段により市民の皆様のご意見を伺う取組を進めています。

新たな中期計画の策定前に、市民の皆様の横浜や日々の暮らしへの意識、こどもの考える未来の横浜についてのご意見を聴いてきました。

▶ 横浜への意識



▶ 日々の暮らしへの意識

日常生活の困りごと

自分の老後	43.6%
自分の病気や健康	36.2%
景気や生活費	34.0%
家族の病気や健康、生活上の問題	33.0%
犯罪や防犯	14.7%

これからの横浜に求めること

医療提供体制が充実している	47.9%
こどもを安心して育てられる	43.2%
高齢者や障害のある人も暮らしやすい	40.2%
災害に強い	31.8%
犯罪が起きにくい	30.7%

横浜の魅力

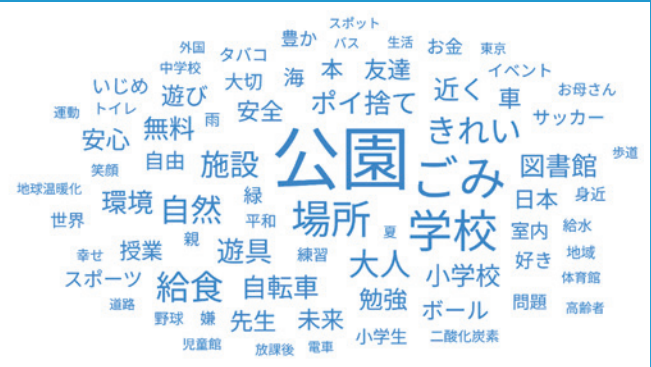
ショッピング施設が充実しており、買い物が便利	53.6%
道路鉄道網が発達しており、買い物が便利	42.4%
海や港が身近	35.9%
まとまった緑地などの自然	29.2%
国際的な雰囲気	20.2%

出典：市民生活・needs調査 調査概要：【対象】満15歳以上の横浜市民 【期間】令和7年7月 【回答】3,752件
【対象】満18歳以上の横浜市民 【期間】令和6年6月 【回答】2,597件

▶ こどもの考える未来の横浜



テキストマイニングによってこどもワークショップ及びデジタルを活用した意見募集にて寄せられたこどもの声を分析。分析にあたっては、名詞のみを抽出。「横浜」のような前提となる言葉は除外し、「ごみ」と「ゴミ」のような表記の違いは同義語に設定。



※ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析

寄せられた声の概要

街の美化や自然保護、安心して遊べる公園の整備、学校給食の充実、いじめや差別のない社会づくりなど、多様で真摯な願いがつつられています。こどもたちは、身近な体験から社会課題を感じ取り、よりよい横浜を実現するためのアイデアを自分の言葉で力強く発信しています。(ChatGPT-4oによる要約)

調査概要：(1)こどもワークショップ 【対象人数】市内在住の小中学生24名 【実施日】令和7年6月1日
(2)デジタルを活用した意見募集 【対象】18歳以下の横浜市民 【実施期間】令和7年6月 【回答】473件

共にめざす都市像「明日をひらく都市」へ

OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA

戦略

市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

人にやさしいまち・世界を魅了するまち

<市民生活の安心・安全>

あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

<横浜の持続的な成長・発展>

世界をリードする都市として持続的に成長・発展することで未来に希望を抱くことができる「選ばれるまち」を目指します

総合的な取組

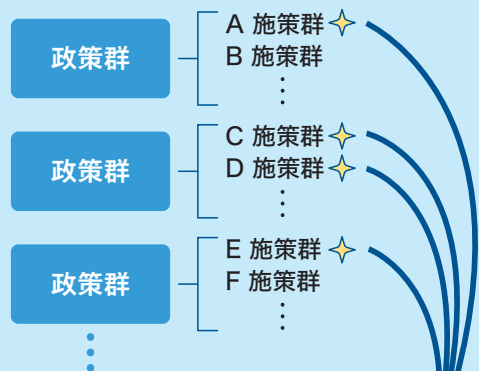
政策の分野 (14の政策群)

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療	スポーツ・文化
子育て	産業・にぎわい
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境
障害児・者	みどり

施策群

政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成。

各施策群は個別の分野別計画と連動、アウトカム指標により進捗管理



横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた

「明日をひらく 都市プロジェクト」★

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営をさらに推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革)～

市政運営の土台「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション～

取組の方向性

▶ 総合的な取組「14の政策群」

毎日の 安心・安全



防犯対策の推進
生活基盤のインフラの安全確保

暮らし・ コミュニティ



地域協働・共創の推進
多文化共生の推進
図書館ビジョンの実現

防災・減災



地震防災戦略の推進
下水道浸水対策プランの推進

交通



地域の移動手段の確保・支援
交通ネットワークの充実

医療



総合的ながん対策の推進
医療提供体制の確保

スポーツ・ 文化



市民が「する」「見る」「触れる」
スポーツ・文化の充実、環境整備

子育て



預けやすいまちの推進
経済的・時間的ゆとりの創出
こどもの体験機会の充実

産業・ にぎわい



企業誘致・スタートアップ支援
中小企業支援・商店街支援
観光・MICEの充実

教育



グローバル人材の育成
安心して学べる教育環境の整備
DXを活用した教育の推進

まちづくり



世界を魅了する都心部・臨海部の
まちづくり
郊外部の魅力的なまちづくりの推進

高齢・長寿



外出支援・健康づくりの推進
認知症対策の推進
単身世帯・要支援者対策の推進

環境



GREEN × EXPO 2027
ネット・ゼロカーボンの推進
循環型社会への移行

障害児・者



インクルーシブなまちづくり
の推進
自立支援・家族支援の推進

みどり



公園のまちの推進・動物園の魅力向上
みどりの保全と創造
農体験のまちの推進

「新たな中期計画の基本的方向」の詳細は
ホームページをご覧ください

横浜市 新たな中期計画 2026



▶ 横断的な取組「明日をひらく 都市プロジェクト」

370万市民が暮らす大消費地が挑む、グローバルな
循環型都市への移行 ～環境共生と経済成長の両立～



横浜の強みを生かし、未来を見据えた
観光・経済活性化 ～多くの人や企業の呼び込み～

横浜の強み・資源の最大化

観光政策のさらなる強化

市内企業との相乗効果

未来に向けた産業創出

AI時代を見据えた産業集積

環境共生と経済成長の両立

国際プレゼンスの向上

海外活力の取り込み

横浜ブランドの海外への発信

横浜市都市計画マスタープランを踏まえた
未来を創るまちづくり ～日々の暮らしを豊かにする、成長する都市へ～

「ダブルコア」のまちづくり

都心部と郊外部の2つのコアを創造

規制見直しを通じた立地誘導

土地利用規制の見直しによる業務・商業・住宅等の集積・活性化

安心して暮らせるまちづくり

インフラ老朽化から市民の安全を守る

市民意見募集の設問項目

設問1

新たな中期計画の基本的方向では、共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に向けて、『総合的な取組「14の政策群」』をお示ししています。
この14の政策群の中で、あなたが関心の高い項目を教えてください。

※複数該当する場合は、該当する選択肢すべてに
☒ を付けてください。

設問2

共にめざす都市像「明日をひらく都市」や戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」とは具体的にどのようなまちだと思いますか？
あなたのご意見や考えを教えてください。

※選択肢に ☒ のうえ、ご記入ください。

〈記入例〉

☒ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」

子育て支援や教育環境が充実していて、のびのびと

安心して子育てができる魅力的なまちになって欲しい。

「基本的方向」についてのご意見

左記の「市民意見募集の設問項目」を参照のうえ、
ご記入ください。

設問1 14の政策群に関するご関心について

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 毎日の安心・安全 | ☐ 高齢・長寿 | ☐ スポーツ・文化 |
| ☐ 防災・減災 | ☐ 障害児・者 | ☐ 産業・にぎわい |
| ☐ 医療 | ☐ 暮らし・コミュニティ | ☐ まちづくり |
| ☐ 子育て | ☐ 交通 | ☐ 環境 |
| ☐ 教育 | | ☐ みどり |

設問2 共にめざす都市像・戦略に関するご意見等について

該当する項目に ☒ のうえ、ご記入ください。

- ☐ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」
- ☐ 戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」

切り取り線

基本的方向の市民意見募集について

募集期間

令和7年 9月22日(月) から 10月21日(火)まで

ご意見の提出方法

インターネット 入力フォーム

右の二次元バーコード(横浜市電子申請・届出システム)へ
アクセスし、ご入力ください。

※インターネット入力フォームは、9/22からご利用できます。



はがき

本リーフレットのはがきを切り取ってご利用ください。
(切手不要、当日消印有効)

電子メール

ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp

FAX

045-663-4613

※電子メール、FAXでご意見をお寄せいただく場合は、様式の定めはありませんが、「基本的方向についてのご意見」である旨を
明記の上、本リーフレットに掲載の『市民意見募集の設問項目』の内容に沿ってご提出ください。

料金受取人払郵便



差出有効期限
令和7年
10月31日まで
(切手不要)

郵便はがき

23 1-8 7 9 0

005

見本

(受取人)

横浜市中区本町6-50-10

横浜市政策経営局 経営戦略課 行



●該当する項目にチェック、記入をお願いします。

■住所

☐ 横浜市 _____ 区

☐ 横浜市外

■年代

☐ ~10歳代 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代

☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代~

新たな中期計画の策定スケジュール

9月

「新たな中期計画の基本的方向」公表



市民意見募集の実施等



11月頃

素案の策定



パブリックコメント
(令和8年1月頃~2月頃)の実施等

令和8年5月頃

原案の策定

※策定した原案は、
議案として提出する予定です。

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- ・いただいたご意見の内容は、個人情報を除いて公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

横浜市政策経営局経営戦略課

TEL:045-671-2010

FAX:045-663-4613

令和7年9月作成

「明るい終活応援講座」の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

今般、いわゆる「終活」など、人生のエンディング期に関する市民の皆様の関心が高まっています。

より多くの方に、最後まで自分らしい人生を送るためのヒントや、終活の内容を知っていただき元気なうちから備えることの大切さを学んでいただける啓発講座を実施します。

つきましては、会長様をはじめ、役員の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。なお、講座内容につきましては、「広報よこはま」10月号に掲載予定です。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 講座の概要

(1) 日時

令和7年12月2日（火） 14時～15時30分（13時15分開場予定）

(2) 場所

横浜関内ホール（横浜市中区住吉町4-42-1）

(3) 内容

・落語（一席）

出演：三遊亭 好楽 氏（落語家）（予定）

・終活に関する対談（終活を自分ごととして捉え、何から準備すればよいかを考える）

出演：三遊亭 好楽 氏（予定）

黒澤 史津乃 氏（株式会社OAG ウェルビーR 代表取締役）（予定）

4 ご参加いただける方

市内在住・在勤・在学の方（先着1,000名）

5 お申込みについて

【申込方法】個別に電話もしくはFAXにてお申し込みください。

電話：0120-101-350

FAX：03-6800-7769

【申込開始日時】令和7年10月14日（火）9時から

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にトイレパックをお試しいただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和8年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会議で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、配布を希望される場合は、横浜市電子申請・届出システムによりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。トイレパックがどういうものかを体験していただくため、お試し用として配布します。

(2) 配布個数

凝固剤1袋と処理袋1袋で1セットです。

1 団体あたり 200 セット(1箱)をお渡しします。

※100 セット入りの箱を2つお渡しする場合があります。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込期間

令和7年 10 月 17 日(金)～10 月 23 日(木)

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

上記申込ページは、令和7年 10 月 17 日以降に閲覧いただけるようになります。

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。



(5) 配布期間

令和7年 11 月 17 日(月)～11 月 29 日(土)

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所(お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。)

※配送等はいりません。引き取りにきていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試用としてご活用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

お申込み
10/17(金)
～
10/23(木)

受取期間
11/17(月)
～
11/29(土)

お試用

トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間:令和8年度まで)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品の
トイレパック(品質保証期間:令和8年度まで)を、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の自治会・町内会

お渡しするトイレパックのイメージ➡

● 配布物

品質保証期間が令和8年度までのトイレパック

※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるもの
ではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできません。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けに
なっているものではありません。

● 申込可能数

1団体 200セット (200セット/1箱)

※箱の大きさ:約縦40cm×横30cm×高さ27cm

※箱の重さ:約4kg

※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試体験以外の利用はご遠慮ください。



★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

(お配りするものは小分けになっていません)

収集事務所の
場所はこちら➡



トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドラッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「**ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分**」の備蓄をしましょう。できれば**7日分**の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試用トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせる

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかける

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出す
※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ぜるようにしてください。トイレトーパーも黒い袋の中に入れます。

お申込み方法

● 横浜市電子申請・届出システムからお申込みください

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。



● お申込み期間 令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

● 受取決定

ご指定いただいた連絡先に、11月4日(火)頃までに受取決定等(抽選となった場合は当選・落選の別)のご連絡をさせていただきます。
全体の希望数が在庫数を超える場合は抽選とさせていただきます。

● 受取期間 令和7年11月17日(月)～11月29日(土)

(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)

受取場所は、こちらから指定させていただきます。

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。申込みについてご検討をお願いします。

3 お配りする備蓄食料

(1) ビスケット 100 食入り	1,550 箱 (155,000 食) 程度
(2) おかゆ 20 食入り	950 箱 (19,000 食) 程度
(3) 保存パン 20 食入り	800 箱 (16,000 食) 程度
(4) 水缶 24 本入り	450 箱 (10,800 本) 程度
(5) クラッカー 70 食入り	200 箱 (14,000 食) 程度
(6) スープ 45 食入り	150 箱 (6,750 食) 程度

【参考】

・ビスケット

- ① 1 箱当たりの食数：100 食
- ② 賞味期限：2026 年 8 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg

・おかゆ

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg

・保存パン

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg

・水缶

- ① 1 箱当たりの本数：24 本
- ② 賞味期限：2026 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg

・クラッカー

- ① 1 箱当たりの食数：70 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg

・スープ

- ① 1 箱当たりの食数：45 食（卵、オニオン、みそ汁 各 15 食）
- ② 賞味期限：2026 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg

4 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

5 申込方法

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL 又は二次元コードからアクセスいただき、必要事項を入力のうち、お申し込みください。

6 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

7 配布日時及び配布場所

配布日は、令和7年11月19日、20日、21日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

8 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
- (4) 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- (5) 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- (7) 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課 今野、帆高 TEL671-2011

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

①ビスケット 1,550 箱（155,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：100食
- ・ 賞味期限：2026年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×37cm×19cm／約 7kg



②おかゆ 950 箱（19,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2026年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×44cm×9cm／約 5kg



③保存パン 800 箱（16,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2026年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 31cm×39cm×13cm／約 2kg



④水缶 450 箱（10,800 本）程度

- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2026年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 27cm×40cm×13cm／約 8kg



⑤クラッカー200 箱（14,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2026年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×50cm×37cm／約 7kg



⑥スープ 150 箱（6,750 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：45食
(卵、オニオン、みそ汁 各 15食)
- ・ 賞味期限：2026年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×30cm×18cm／約 1kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

- ※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。
- ※ 個人の方が誤ってお申し込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。以下の【URL】又は【二次元コード】からアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申し込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0b663bf8-ed54-4143-ac02-f70f862456ec/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了

サンプル

令和7年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、**令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

抽選結果の確認には、申込完了後の画面に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、次の【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

お申込みの際は、次の①～⑩の配布日時のうち、第3希望までお選びください。

①	令和7年11月19日（水）	10：00～11：30
②	令和7年11月19日（水）	14：00～15：30
③	令和7年11月20日（木）	10：00～11：30
④	令和7年11月20日（木）	14：00～15：30
⑤	令和7年11月21日（金）	10：00～11：30
⑥	令和7年11月21日（金）	14：00～15：30
⑦	令和7年11月25日（火）	10：00～11：30
⑧	令和7年11月25日（火）	14：00～15：30
⑨	令和7年11月26日（水）	10：00～11：30
⑩	令和7年11月26日（水）	14：00～15：30

(2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっていますので、ご注意ください。

各配布場所の地図は、横浜市ウェブサイト※に掲載していますので、ご確認ください。

※ 前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

申込団体の所在区	配布場所	配布場所の所在地
鶴見区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
神奈川区		
西区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
中区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
南区		
港南区		
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
旭区		
磯子区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
金沢区		
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
- エ 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- オ 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- キ 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 (電話) 045-671-2011

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」 申請期限延長にかかるお知らせについて【お知らせ】

1 事業の趣旨

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、申請期限を延長することとし、各自治会町内会・地区連合町内会に向けて 8 月下旬に郵送にて情報提供させていただきました。

是非、本補助金のご活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付しましたので、定例会等で情報提供の上、是非申請をご検討ください。

3 補助金の概要

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金について

【変更前】10 月 31 日（金）まで ➡ **【変更後】11 月 30 日（日）まで**

- ・地域の防犯力向上緊急補助金の申請は、1 団体につき 1 回です
- ・当補助金を 10 月 1 日以降に申請予定の団体は、活用予定調査票をご提出ください。
(8 月下旬郵送済み)



←市 WEB
活用事例紹介ページ

横浜市 防犯力向上



連絡先

(地域の防犯力向上緊急補助金について)
市民局地域防犯支援課

担当 小野寺、小澤

電話 045-671-3709 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

(2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

【変更前】 9 月 30 日（火）まで ➡ **【変更後】 10 月 31 日（金）まで**

- ・ 10 月 1 日以降申請が可能な補助メニューは、LED 照明、エアコンのみです。
※契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。
- ・ LED 照明やエアコンの更新は、今後の電気料金の削減につながります。特に蛍光灯は令和 9 年末で製造廃止予定のため、今のうちの LED への交換をご検討ください

(参考) 申請状況 (9月5日時点速報値)

164 件、98,327,000 円 (予算執行率 約 61%)

※申請は先着順で予算上限に達し次第受付終了となります。ぜひお早めにご申請ください。



←市 WEB
補助制度紹介ページ
申請様式はこちら

横浜市 会館脱炭素



【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 申請書提出・問合せ】

事務委託先 横浜市住宅供給公社街づくり事業課

TEL : 045-451-7740 E メール : yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

連絡先

(自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について)

市民局地域活動推進課

担当 佐藤、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

地区連合町内会自治会会長 各位

都筑区交通安全対策協議会会長
都 筑 区 長 佐々田 賢一

令和 7 年度都筑区交通安全功労者表彰候補者の推薦について（依頼）

清秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、交通安全対策事業の推進につきましては、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、都筑区交通安全対策協議会（事務局 地域振興課）では、交通安全と交通道德の普及・高揚に顕著な功績のあった個人又は団体に対して感謝の意を表し、なお一層の活動の推進を期する目的で、交通安全功労者表彰を別紙要綱に基づき実施しております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴地区から候補者を御推薦いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 推薦方法

連合町内会自治会長様より別添推薦書により、個人または団体を御推薦ください。

2 候補者数について

1 名または 1 団体とします。

3 提出期限

令和 7 年 11 月 28 日（金）迄とさせていただきます。

4 表彰式

令和 8 年 2 月 25 日（水）開催予定の「都筑区交通安全対策協議会総会」の前に同会場で表彰いたします。

5 提出及び問い合わせ先

都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区 総務部 地域振興課 地域振興係

担当 村尾、安部 TEL 948-2232 Fax 948-2239

E-mail sh27-abe@city.yokohama.lg.jp

※推薦書フォーマットのデータが必要な方は、上記 E メール宛ご一報ください。

令和 7 年 9 月 19 日

都筑区地区連合町内会自治会会長 各位

都筑区長 佐々田 賢一

令和 7 年度「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者の調査票の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、スポーツ振興、文化振興に格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、都筑区においては、スポーツ・文化の分野においてめざましい活躍、顕著な功績のあった方を「都筑スポーツ・文化賞」にて表彰しております。

つきましては、令和 7 年度の対象者を調査するため、貴団体に受賞候補者（都筑区内に在住、在学または在勤）がいらっしゃる場合には、調査票を御提出くださいますようお願い申し上げます。

原則、都筑スポーツ・文化賞の推薦には本調査票の御提出が必須となりますので、御了承ください。なお、大会の詳細や受賞内容の確認等で、本人にお話を伺う際には、あくまでも表彰候補者の調査であり、必ずしも表彰されるとは限らない旨をお伝えください。

また、いただいた個人情報、都筑スポーツ・文化賞の事務のみに利用いたします。

今後の流れについては、別紙を御参照ください。

御多忙の折、大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

1 対象期間

令和 6 年 11 月 1 日（金）～令和 7 年 10 月 31 日（金）

2 御提出いただく書類

（1）調査票

（2）候補者の成績を表す資料の写し（賞状、新聞記事の写し 等）

3 調査票の期限

令和 7 年 11 月 4 日（火）※大会等の状況により、上記期限に間に合わない場合は地域振興課までご一報ください。

4 提出先

FAX：045-948-2239 E-mail：tz-sports@city.yokohama.lg.jp

郵送：〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 3 2 - 1

都筑区役所地域振興課 「都筑スポーツ・文化賞」担当

都筑区役所地域振興課 深澤・石井

TEL：045-948-2235

E-mail：tz-sports@city.yokohama.lg.jp

<表彰基準について>

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手（3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。）
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

<表彰対象者について>

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

ご不明な点がありましたら、下記担当にご連絡ください。

都筑区役所地域振興課区民活動係 担当 深澤、石井

TEL:045-948-2235

FAX:045-948-2239

E-mail:tz-sports@city.yokohama.lg.jp

「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者調査票(個人用)

自治会・町内会		記入者 :	
推薦者名	: 会長	記入者連絡先 :	
		記入者住所: 〒	
表彰候補者連絡先: Tel			
Email			
住所			

※推薦者多数の場合には、お手数ですがコピーをお願いします。

候補者	ふりがな	年齢・学年(提出時点)	性別
	氏 名 (楷書で正確にお願いします。)	才 年生	男 ・ 女
	※いずれかに○をつけてください。 ・ 都筑区在住 ・ 都筑区在学(学校名:) ・ 都筑区在勤		

大会、コンクール名 (正式名称)	
主催者	
開催期日	令和 年 月 日
競技、活動分野	(例:【スポーツ】陸上競技、水泳、テニス 等 【文化】美術、書道、囲碁将棋、バレエ 等)
種目、部門	(例:【スポーツ】走り幅跳び、100m平泳ぎ、シングルス 等 【文化】中学生の部、一般の部 等)
成 績	(例:優勝、金賞、3位入賞 等)
記録等	
その他 (連覇など)	

※候補者の成績を表す資料(賞状、新聞、雑誌 等)の写しを添付して下さい。
→裏面<都筑スポーツ・文化賞受賞のめやす>

<表彰基準について>

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手(3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。)
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

<表彰対象者について>

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

都筑区役所地域振興課区民活動係

担当 深澤、石井

TEL:045-948-2235

FAX:045-948-2239

E-mail:tz-sports@city.yokohama.lg.jp

「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者調査票(団体用)

自治会・町内会		記入者：	
推薦者名	: 会長	記入者連絡先：	
表彰候補者連絡先: Tel		記入者住所: 〒	
Email			
住所			

※推薦者多数の場合には、お手数ですがコピーをお願いします。

候補チーム	ふりがな
	チーム名 (楷書で正確にお願いします。)

大会、コンクール名 (正式名称)	
主催者	
開催期日	令和 年 月 日
競技、活動分野	(例:【スポーツ】陸上競技、水泳、テニス、サッカー 等 【文化】吹奏楽、管弦楽、合唱 等)
種目、部門	(例:【スポーツ】400mリレー、4×200m自由形、ダブルス 等 【文化】小編成部門、混声合唱の部 等)
成績	(例:優勝、金賞、3位入賞 等)
記録等	
その他 (連覇など)	

※候補者の成績を表す資料(賞状、新聞、雑誌 等)の写しを添付して下さい。

→裏面<都筑スポーツ・文化賞受賞のめやす>

< 表彰基準について >

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手（3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。）
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

< 表彰対象者について >

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

都筑区役所地域振興課区民活動係

担当 深澤、石井

TEL:045-948-2235

FAX:045-948-2239

E-mail:tz-sports@city.yokohama.lg.jp

無料

～健康は健口(けんこう)から～

先着**480**名限定

訪問歯科健診

この事業は、横浜市の令和7年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

《事業実施期間》

令和7年9月1日～令和8年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者の**ADL**（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上（神奈川県後期高齢者医療制度対象者）で**要介護3以上※の方**

※ **要支援1・2、要介護1・2の方**は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に**本事業の対象となります**。

・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けている方は対象外

◇内容：無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。

*むし歯等の問題が見つかった場合で、診療、治療につながった場合は、保険診療となります。

◇自己負担：**無 料**

◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書(裏面)に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は
(一社)横浜市歯科医師会 歯科医療連携室
電話:0120-814-594 FAX:0120-458-557



－在宅要介護者訪問歯科健診事業－
横浜市・（一社）横浜市歯科医師会



在宅要介護者訪問歯科健診連絡表

【申込日】令和 年 月 日

申込者氏名			
患者さんとの関係	☐ 家族() ☐ 担当ケアマネージャー ☐ その他()		
電話番号		FAX番号	

利用者(患者)氏名	ふりがな		男・女	
生年月日	年 月 日 満		歳	
住 所	〒 横浜市 区			
電話番号				
介護認定	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2  ☐ 医科の訪問診療介入有 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5			
・生活保護	☐ 有	☐ 無	・医療保険	☐ 有 ☐ 無
・障害者手帳	☐ 有	☐ 無		
・かかりつけ歯科医	☐ 有	☐ 無	・かかりつけ主治医	☐ 有 ☐ 無
医院・医師名	電話番号		医院・医師名	電話番号
患者さんの状態(環境) ☐ 寝たきり ☐ 寝たり起きたり ☐ 自力で移動できる ☐ 移動に介助が必要				
訪問健診希望曜日		駐車スペース		
	月	火	水	木
	金	土	日	
午前				
午後				
		☐ 有 ☐ 無		

FAX 0120-458-557
横浜市歯科医師会 歯科医療連携室

都筑区連合町内会自治会会長 各位
都筑区自治会町内会会長 各位

都筑区福祉保健課長
都筑区社会福祉協議会事務局長

第5期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」素案と区民意見募集の実施について(依頼)

日頃より福祉保健の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

第5期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」(令和8年度～12年度)の素案がまとまりましたので御報告します。

また、素案について、区民の皆さまや都筑区に関わる方々からの意見を募集します。つきましては、回覧による周知に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

1 第5期計画素案の概要

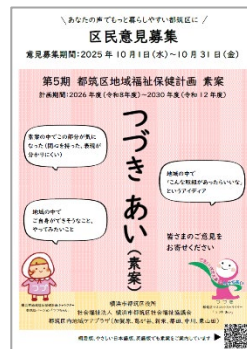
添付資料のとおり

2 意見募集実施期間

令和 7 年 10 月 1 日(水) から 10 月 31 日(金) まで

3 意見提出方法

- (1) インターネット (横浜市電子申請・届出システム)
- (2) 電子メール
- (3) 郵便
- (4) FAX



4 素案の種類

全体版、概要版、やさしい概要版、英語版(データのみ)の4種類
※回覧はやさしい概要版のみ

5 素案配布場所(9月下旬から順次配架予定)

都筑区役所(2階23番窓口)、都筑区社会福祉協議会、区内地域ケアプラザ 等

6 添付資料

- ・第5期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」素案 全体版
- ・第5期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」素案 やさしい概要版

7 今後について

- ・いただいた御意見を踏まえ最終案の検討を進め、令和8年3月頃に計画を策定する予定です。
- ・各地区での地区別計画の策定も引き続きお願いいたします。(10月31日提出〆切)

【参考】都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」とは

住み慣れた都筑区で、誰もが安心して暮らせるよう、地域の皆さまと区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザと一緒に、課題解決に向けて取り組んでいくための計画です。



担当：都筑区福祉保健課事業企画担当 鈴野・金高・渡邊
TEL 948-2344 MAIL tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp
都筑区社会福祉協議会 中田・山本・早坂
TEL 943-4058 MAIL info@tuzuki-shakyo.jp

つづき あい

そ あん (いま かんが えている あん 案)

く みん 区民のみなさん、つづき く かか 都筑区に関わるみなさんから
い けん あつ 意見を集めています

い けん あつ き かん
意見を集める期間

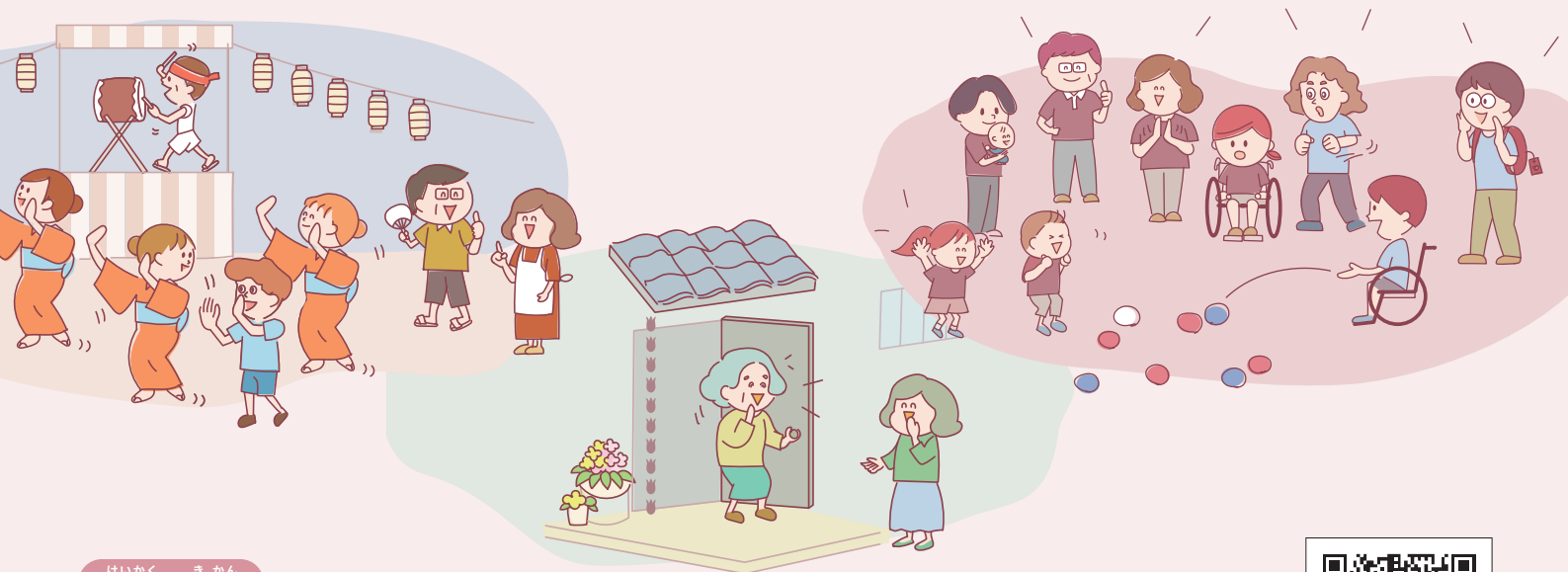
2025年10月1日(水)～10月31日(金)

そ あん なか
素案の中で
ここがもっと知りたい。
ここがよくわからない。

す なか
住んでいるまちの中で
自分ができそうなこと。
やってみたいこと。

かっとう
「こんな活動が
あったらいいな」という
アイデア

みなさんの意見(い けん)を聞(き)かせてください



けい かく き かん
計画の期間

ねん れい わ ねん がつ ねん れい わ ねん がつ
2026年(令和8年)4月～2031年(令和13年)3月

くわ そ あん よ
詳しく素案を読むことができます。
えい ご ばん
英語版(English ver.)もあります。



1 都筑区はこんなまちです

都筑区には、「住む」「働く」「訪れる」「交流する」など、よいところが、いろいろあります。

人口

現在の人口は約21万4千人。
これからは人口が減り、
65歳以上の人の割合が増えると
予想される。



健康

平均寿命、
平均自立期間※
が長い。
※ふだんの生活に介護を必要
としない期間の平均



経済活動

農業、工業、商業が
盛ん。



環境

自然がたくさんあり、
緑道や公園も
きれいに
整っている。



2 計画について

都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」とは？

だれもが安心して、自分らしく元気に暮らせるまちを目指しています。区役所、区社会福祉協議会(この後は区社協と書きます)、地域ケアプラザなどが、都筑区に住む人たちといっしょに身近なまちの問題を考え、解決していきます。この計画は、そのためのものです。

「つづき あい」は計画の名前です。

誰が対象の計画？

都筑区で生活しているみなさん

どうして計画が必要なの？

いろいろな困りごとがあっても、だれにも相談できず、ひとりで困っている人がいるかもしれません。困っている人も、それを支える人も、みんなが、ずっと住みたい都筑区にしています。そのために、それぞれができることを考え、どうやって行動するかを、みんなが分かるように書いておくことが大切です。

3 第5期計画で大事にしている「考え」と目指す姿

1.大事にしている「考え」

だれもが安心して、元気にずっと住めるまち つづき♡を目指して

2.目指す姿

「だれもが安心して、元気にずっと住めるまち」とは、具体的にどんなまちかを整理しています。



4 第5期計画のポイント

◆ たくさんの人が、住んでいるまちの活動に興味を持てるようにします。
また、どんな人でも気軽に活動に参加できるようにします。

◆ 困っている人も、支える人も、だれもひとりにならないようにします。

◆ 自分以外の人や、相手の気持ちを知る機会をたくさん作ります。
そうすることで、「みんなちがってあたりまえ」が増えるようにします。

◆ 都筑区にある会社やお店、グループと力を合わせて活動します。

5 都筑区を「目指す姿」にするために、どんなことをしていくか

目指す姿1 であい

であいが増えて、人やグループとつながる機会がたくさんある



どうしてこれを目指すの？

- まちで活動する人が、いつも同じ人だったり、少なくなったりしています。そのため、活動を続けるのが難しくなることもあります。
- 人の考え方やつながり方がいろいろと変わってきています。ご近所での人と人とのつながりが弱くなっていると感じる人もいます。
- 困ったことがあっても、自分や家族だけで解決できないときがあります。災害などの大変なときだけでなく、ふだんの生活でも、みんなで助け合うことが大切です。

区役所・区社協・地域ケアプラザが取り組むこと

- ① まちのいろいろな活動に気軽に参加できるきっかけを作っていきます。
- ② まちで活動するグループや、住んでいる人どうしが交流できる場所をつくります。
- ③ まちで「ささえあい」の活動をしているグループを応援します。
- ④ いろいろな人やグループとまちがつながるように、力を入れていきます。
- ⑤ まちの活動を応援する会社やお店と協力していきます。
- ⑥ たくさんの人に暮らしに必要な情報が届くよう、工夫して伝えていきます。

例えばこんな取組



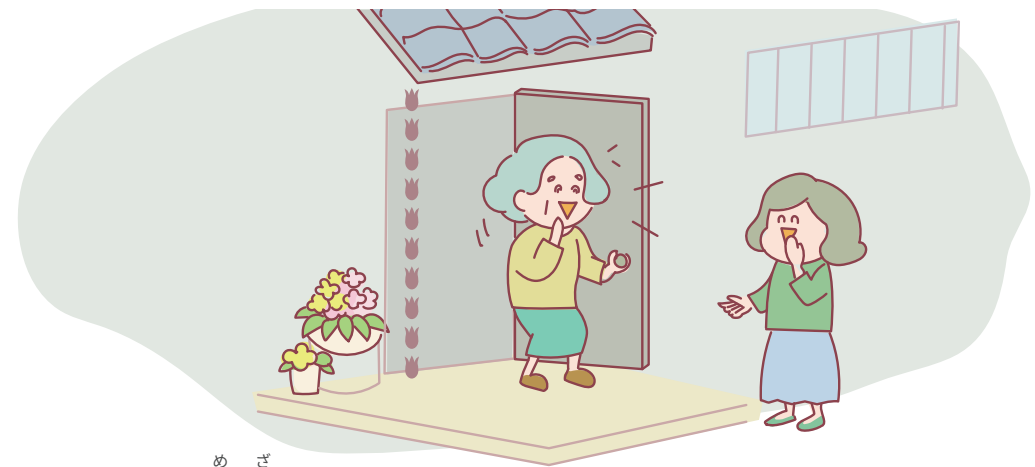
みんなが楽しめる音楽コンサート



いろいろな年齢の人と一緒にパン作り

目指す姿2 ささえあい

ささえあい、安心して 元気に 生活できる



どうしてこれを目指すの？

- 本人や家族が「困っている」と気づかず、相談できることも知らないことがあります。そのままにしておくと、困ったことが大きくなったり、むずかしくなったりすることがあります。
- 人が困っていることに気づいても、まわりの人がどうしていいかわからず、そのままにしまうこともあります。
- だれかと一緒に健康づくり・介護予防に取り組むと、心とからだの健康にとっても良いです。

区役所・区社協・地域ケアプラザが取り組むこと

- ① ふだんからおたがいに「ささえあう」ことの大切さを、たくさんの人に伝えていきます。
- ② 身近なまちで安心していられる場所を作っていきます。
- ③ 一人ひとりに合う相談できる場所や情報をお知らせしていきます。
- ④ 住んでいるところの近くで相談できる場所をお知らせしていきます。
- ⑤ 身近なまちで、健康づくり・介護予防の活動をしていきます。
- ⑥ 住んでいる人が気づいたことを大事にして、みんなで力を合わせて困りごとを解決していきます。
- ⑦ 健康や福祉に関わるグループや機関が協力して、問題を解決できるようにしていきます。

おとな こどもも
かみし 顔見知り！

例えばこんな取組

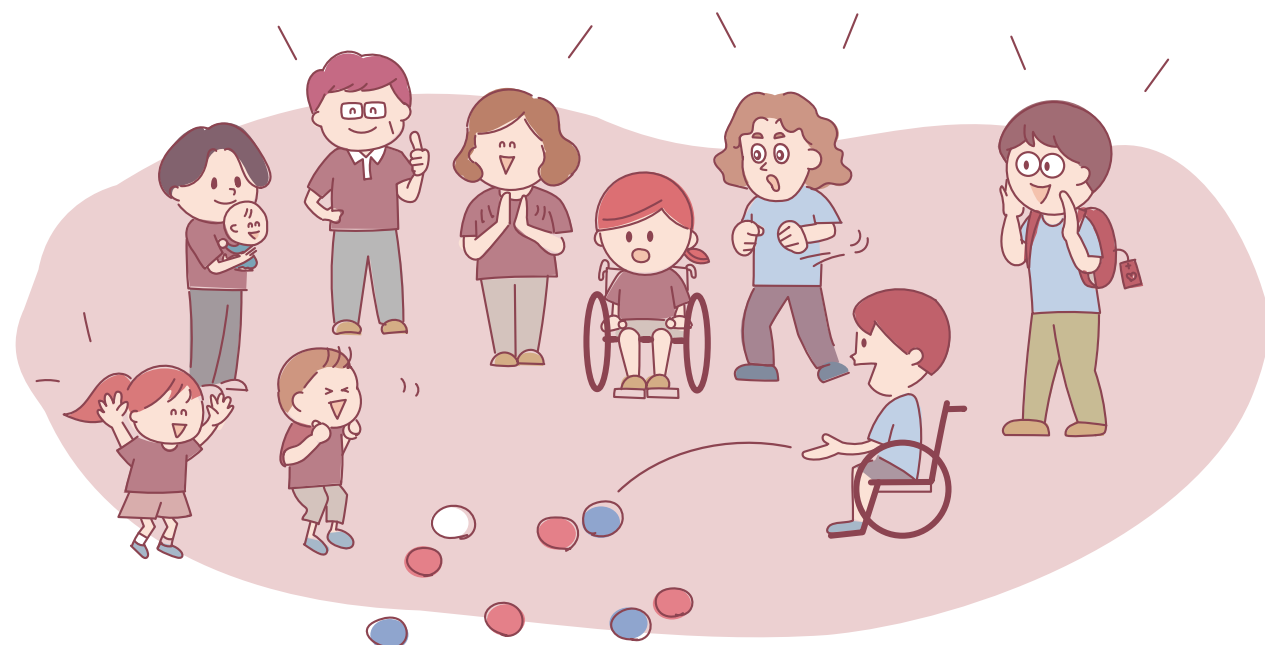


身近なまちでからだの相談会



登校前にみんなで朝ごはん

一人ひとりのちがいが大切にされて 自分らしく生活できる



どうしてこれを目指すの？

- みんなが自分らしく生活するためには、おたがいにわかりあうことが大事です。
- 偏見や差別によって、つらいと感じる人がいます。
自分らしく暮らすのが、むずかしくなっている人がいます。

区役所・区社協・地域ケアプラザが取り組むこと

- ① いろいろな人が、ちがいを超えて気軽に交流できる場所を作ります。
- ② 「みんなちがってあたりまえ」を、よくわかってもらうために、話を聞く会や勉強する会を開きます。
- ③ 自分の思いや考えが暮らしの中で大事にされるように、手助けします。
- ④ だれでも「やりたいこと」ができて、自分らしく活躍できる場所を作ります。

自分らしさを
かたち
形にできる場

例えばこんな取組



素案は、都筑区で活動している人やグループから 意見を聞いて、作りました。

2024年9月から11月に、「ふだんの活動で感じる問題」や
「2030年に目指す都筑区の姿」について意見を聞きました。

だれもがあたり前の毎日を
過ごすようにしたい。

年がちがう人たちが集まって、交流できたら楽しそう。

子どもが「楽しく、がんばろう」
という気持ちでボランティアに
参加できるように工夫が必要。

障害のある人が、安心して身近なまちでつながれる
ように、誰かが橋渡しできると良い。

赤ちゃんから高齢者まで、健康は大切！
健康づくりの活動に参加してほしい。

困っていることを話せるまち。
困りごとを自分には
関係ないと思わないまち。
そんなまちにしていきたい。

仕事をする場所でもなく、学校でもない、
自分が安心していられる場所が必要な人もいますよ。

老人クラブがどのまちにもあって、
活動がさかんになればいいなあ。

迷惑をかけたくないという思いがあり、
弱みを出せない人が多い。

子どもは親だけでなく、まちのみんなで育てて、
見守っていきたい。

だれでも参加でき、いろいろな人と
知り合える活動があるとよい。

子どもも、自分で選んだ
ボランティア活動に参加したい。

第5期「つづき あい」素案について みなさんの意見を聞かせてください

書いてある内容がよかったページを教えてください。

() ページ ・ ない

直した方がよいページを教えてください。

() ページ ・ ない

意見や感想を自由に書いてください。

ご協力ありがとうございました。



たくさんのご意見を、
ありがとうございました。

つづきくちいふくしほけんけいかく
都筑区地域福祉保健計画キャラクター
「つづちゃん」

意見を集めます

みなさんの意見は、これから計画を作るときの参考にします。

ここから回答

①～④の方法から選んで、意見を送ってください。

① 電子申請
フォーム

右の二次元コードから意見を送ることができます。



② 電子メール

tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp

③ 郵便

下の「郵便はがき」を使ってください。
手紙に書いて、封筒で送ることもできます。

④ F A X

045-948-2354

※ 電子メール・封書・FAXを使う場合は、書き方は自由ですが、年齢(何才)は書いてください。

意見を集める期間

2025年(令和7年)10月1日(水)～10月31日(金)

※10月31日(金)までに都筑区役所に届くように送ってください。

(キリトリ線)

郵便はがき

料金受取人払郵便

都筑局承認

381

差出有効期間
令和7年
11月30日まで
(郵便切手不要)

<受取人>

横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

横浜市都筑区役所
福祉保健課
事業企画担当行



名前は記入しません。

意見を出す人の情報

○をつけてください。

年代: a. 18歳未満(18歳になっていない人)

b. 18歳～29歳

c. 30～39歳

d. 40～49歳

e. 50～64歳

f. 65～74歳

g. 75歳以上

意見を出すときに、知っておいてほしいこと

集めた意見は、都筑区地域福祉保健計画推進
委員会へ報告して、ホームページにのせます。

お問い合わせ先

都筑区役所 福祉保健課事業企画担当

☎ 045-948-2344

☎ 045-948-2354

✉ tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp

社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会

☎ 045-943-4058

☎ 045-943-1863

✉ info@tuzuki-shakyo.jp

令和7年度 高齢者インフルエンザ予防接種のご案内

インフルエンザについて	インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。 38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れます。 また、普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。 高齢者や免疫力の低下している方では肺炎等を併発し、重症になることがあります。
1 対象者	横浜市内に住民登録があり、 接種日現在で次の(1)(2)のいずれかに該当する方 (1) 65歳以上の方 (2) 60歳以上65歳未満の方で、 <u>心臓、じん臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に1級相当の障害のある方</u>
2 実施期間	令和7年10月1日から令和7年12月31日まで ※「横浜市高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関」の休診日を除く。
3 接種場所	横浜市高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関（以下「協力医療機関」） 【ご注意】◆協力医療機関以外での接種は、この事業の対象とはなりません。 ◆接種日時は協力医療機関によって異なりますので、必ず事前に電話などで確認してください。（予約が必要な場合もあります。） ◆協力医療機関名簿は、横浜市医療局のホームページで確認してください。 → 横浜市 高齢者インフル 検索 
4 接種費用	2,300円（医療機関でお支払いください） ◆次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は、接種する際に、 <u>所定の書類を医療機関にご提出していただくことにより、無料で接種を受けることができます。</u> （詳細は3ページ） (1) ご本人を含む同じ世帯にいる方全員が市民税非課税の方 (2) 生活保護を受けている方 (3) 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方 実施期間を過ぎると2,300円又は無料で接種を受けることができなくなります
5 接種に必要なもの	住所・氏名・年齢を確認できるもの（運転免許証や健康保険証など） <1対象者(2)に該当する方は、1級の身体障害者手帳（身体障害者手帳申請中の場合は、申請時に提出した身体障害者診断書・意見書の写し）。> <4接種費用免除対象者に該当する方は、所定の書類（詳細は3ページ）>
6 接種回数	1回 （2回接種した場合、2回目は全額自己負担となります。）
7 新型コロナワクチンとの接種間隔について	<u>インフルエンザワクチンと、新型コロナウイルスワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、接種間隔に制限はありません。</u>

1 インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種は、高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。予防接種後、免疫がつくまで2週間程度かかり、ワクチンの免疫効果は約5か月といわれています。通常、流行期は12月中旬以降とされていますが、流行が早まる可能性もあるため、早めの接種が効果的です。

2 予防接種を受ける前に ～必ずお読みください～

(1) 一般的な注意事項

- ア インフルエンザ予防接種は、ご本人が接種を希望する場合に接種を行いますので、有効性や副反応等を十分に理解した上で接種を受けてください。
- イ 最終的にご本人の意思確認ができなかった場合には、本市の費用助成による接種を受けることはできません。
- ウ 市外の医療機関での接種を希望する場合は、予防接種健康被害救済制度の適用を受けるにあたり、接種前に横浜市が発行する「予防接種実施依頼書」の申請が必要になります。詳細については、お住まいの区の福祉保健課にお尋ねください。ただし、接種費用は全額自己負担となります。

(2) 予防接種を受けることが適当でない方

- ア 明らかな発熱（37.5度以上）を呈している方
- イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ウ インフルエンザワクチンの接種液の成分によって、アナフィラキシー^(※)を起こしたことがある方
（※アナフィラキシー：通常、接種後約30分以内に起こる激しいアレルギー反応のこと）
- エ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- オ その他、医師が不適当な状態と判断した方

(3) 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ア 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方
- イ 過去にけいれんの既往のある方
- ウ 過去に免疫不全と診断されている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- エ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある方
- オ インフルエンザワクチンの成分に対してアレルギーを呈する恐れのある方

(4) 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ア 接種後30分間は急な副反応が起こることがあるため、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- イ インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現するため、この間は体調に注意しましょう。
- ウ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- エ 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

3 インフルエンザ予防接種の副反応

局所の発赤、腫脹、疼痛などが主な副反応です。全身反応として、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐・吐き気、下痢、食欲減退、関節痛、筋肉痛等がありますが、通常2～3日中に消失します。過敏症としてまれに発疹、じんましん、紅斑、そう痒感等があります。また、ごくまれにショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、ギラン・バレー症候群、けいれん（熱性けいれんを含む）、肝機能障害、黄疸、喘息発作、血小板減少性紫斑病、血小板減少症、血管炎、間質性肺炎、脳炎・脳症、脊髄炎、皮膚粘膜眼症候群、ネフローゼ症候群、急性汎発性発疹性膿疱症、視神経炎、振戦等の報告があります。

接種後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、血圧低下、高熱などが現れたら、医師の診察を受けてください。

4 予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になる、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。予防接種による健康被害が生じた場合の手続きについては、各区福祉保健課健康づくり係にお問い合わせください。

5 接種費用の免除について

～免除対象者であることを確認できる書類が必要です～

次のア～ウに該当する方は、必要書類を協力医療機関へ提出することで、接種費用（2,300円）が免除されます。

対象となる方		必要な書類（接種を受ける方の分に限りです）
ア	ご本人を含む世帯全員が市民税非課税世帯の方	①「介護保険料額決定通知書」の写し (65歳以上の方に毎年6月中旬～下旬に送付されます。)
		②「介護保険料額通知書」の写し (新たに横浜市の介護保険に加入された65歳以上の方や、介護保険料額が変更となった方に発送されます。)
		③「介護保険負担限度額認定証」の写し (利用者負担第1段階～第3段階①または②の方が対象です。)
		④(75歳以上のみ)「後期高齢者医療資格確認書」の写し(区分Ⅰ及び区分Ⅱの方が対象です。)※マイナ保険証をお持ちで、限度額情報の提供に同意した場合には写し不要
イ	生活保護を受けている方	⑤「休日・夜間等診療依頼証」の写し ⑥「生活保護費支給証」の写し
		⑦「生活保護受給証明書」(原本に限る) ※生活保護法の指定医療機関制度の対象者が対象医療機関で接種する場合は、上記写し等不要
ウ	中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方	⑧「本人確認証」の写し
【ご注意】①②⑤⑥については令和7年度(2025年度)のもの、③については適用期間が令和7年8月1日以降のもの、④については交付年月日が令和7年8月1日以降のものをご用意ください。		

※ア～ウの条件に該当するが、①～⑧の書類がお手元にならない場合

「高齢者インフルエンザ予防接種自己負担免除対象者確認書」の交付を受けてください。

令和7(2025)年1月1日時点で、本人含む世帯員の中で横浜市外在住の方がいる場合は、手続き内容が変わります。詳しくは各区福祉保健課健康づくり係までお問い合わせください。

	区役所窓口での申請	郵送での申請
申請先	各区福祉保健課(健康づくり係)	医療局健康安全課
受付期間	10月1日(水)～12月26日(金) (※土・日・祝日を除く)	10月1日(水)～12月5日(金) (※12月5日までの消印有効)
持ち物・ 手続方法	接種を受ける方の住所・氏名・年齢・生年月日を確認できるもの (60歳～64歳の方は、1ページ「1 対象者」に記載された障害の1級の身体障害者手帳(手帳申請中の場合は、申請時に提出した身体障害者診断書・意見書の写し))	① 横浜市医療局ホームページに掲載の専用の様式を印刷して、必要事項を記入します。または、便せんなどの用紙に、「高齢者インフルエンザ予防接種自己負担免除申請」及び「自己負担免除の確認となる対象者及びその属する世帯員の市・県民税の課税状況等について調査することに同意します」と明記し、接種を受ける方の住所、氏名(フリガナ)、生年月日、年齢、電話番号を記入します。 ② 返信用の封筒を用意し、住所、氏名、郵便番号を記入し、必要な金額分の切手を貼付します。(高齢者施設等入所者分の一括申請の場合も、郵送料相当の切手を貼付します。) ③ 上記①②を封筒に入れ、横浜市医療局健康安全課(住所は4ページ下部)に送付します。
代理申請	【同一世帯員の場合】 上記+代理人の方の本人確認書類 【同一世帯員以外の場合】 上記+代理人の方の本人確認書類 +接種を受ける方の印鑑または委任状	・委任状 ・接種を受ける方の本人確認書類の写し ・代理人の本人確認書類
発行までの期間	原則として申請当日	10日～2週間程度

予防接種に関するご質問にお答えします。お気軽にご相談ください。

横浜市予防接種コールセンター

電話：045-330-8561

FAX：045-664-7296

午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始除く)

対応言語：日本語、English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली

■各区福祉保健課 健康づくり係

開庁日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

受付時間：8:45～17:00（窓口） / 8:45～17:15（電話）

青葉	☎ 978-2438	FAX 978-2419	瀬谷	☎ 367-5744	FAX 365-5718
旭	☎ 954-6146	FAX 953-7713	都筑	☎ 948-2350	FAX 948-2354
泉	☎ 800-2445	FAX 800-2516	鶴見	☎ 510-1832	FAX 510-1792
磯子	☎ 750-2445	FAX 750-2547	戸塚	☎ 866-8426	FAX 865-3963
神奈川	☎ 411-7138	FAX 316-7877	中	☎ 224-8332	FAX 224-8157
金沢	☎ 788-7840	FAX 784-4600	西	☎ 320-8439	FAX 324-3703
港南	☎ 847-8438	FAX 846-5981	保土ヶ谷	☎ 334-6345	FAX 333-6309
港北	☎ 540-2362	FAX 540-2368	緑	☎ 930-2357	FAX 930-2355
栄	☎ 894-6964	FAX 895-1759	南	☎ 341-1185	FAX 341-1189

■横浜市医療局ホームページ

高齢者インフルエンザ予防接種に関する情報が掲載されています。



QRコードが読み取れない場合は

横浜市 高齢者インフル

検索

◆インフルエンザの予防のために◆ ～普段から日常生活にも気を配ることが有効です～

インフルエンザは、咳やくしゃみを介して感染します。手洗いをはじめ、次のようなことにも注意して、普段からインフルエンザの予防を心掛けましょう。

○こまめな手洗い

…食事前、帰宅後はせっけんで手を洗いましょう。

○十分な睡眠とバランスのよい食事

…よい健康状態を保ち、免疫力低下を防ぎましょう。

○適度な湿度（50～60％）を保つ

…のどの粘膜の防衛機能低下を防ぎましょう。

○人混みや繁華街への外出を控える

…乾燥状態になりやすい冬場はウイルスに接触する機会が多くなります。

インフルエンザにかかるリスクを下げるためにも、早めに予防接種を受けましょう。

令和7年度 新型コロナウイルス予防接種のご案内

新型コロナウイルス感染症について	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、SARS-CoV-2 と呼ばれるコロナウイルスによって引き起こされる疾患です。 主な症状は、のどの痛み、せき、鼻水・鼻づまり、体のだるさ、発熱、筋肉痛などですが、高齢者や基礎疾患のある方では、肺炎等を併発し、重症になることがあります。
1 対象者	横浜市内に住民登録があり、接種日現在で次の(1)(2)のいずれかに該当する方 (1) 65 歳以上の方 (2) 60 歳以上 65 歳未満の方で、<u>心臓、じん臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に 1 級相当の障害のある方</u>
2 実施期間	令和7年 10 月 1 日 から 令和8年 2 月 28 日 まで ※「横浜市新型コロナウイルス感染症予防接種協力医療機関」の休診日を除く。
3 接種場所	横浜市新型コロナウイルス感染症予防接種協力医療機関（以下「協力医療機関」） 【ご注意】◆協力医療機関以外での接種は、この事業の対象とはなりません。 ◆接種日時は協力医療機関によって異なりますので、必ず事前に電話などで確認してください。（予約が必要な場合もあります。） ◆協力医療機関名簿は、横浜市医療局のホームページで確認してください。 → 横浜市 新型コロナワクチン 検索
4 接種費用	7,000 円（協力医療機関でお支払いください） ◆次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は、接種する際に、<u>所定の書類を協力医療機関にご提出していただくことにより、無料で接種を受けることができます。</u>（詳細は3ページ参照） (1) ご本人を含む同じ世帯にいる方全員が市民税非課税の方 (2) 生活保護を受けている方 (3) 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方 <u>実施期間以外は 7,000 円又は無料で接種を受けることができなくなりますのでご注意ください。</u>
5 接種に必要なもの	住所・氏名・年齢を確認できるもの（運転免許証や健康保険証など） < 1 対象者(2)に該当する方は、1 級の身体障害者手帳（身体障害者手帳申請中の場合は、申請時に提出した身体障害者診断書・意見書の写し） > < 4 接種費用免除対象者に該当する方は、所定の書類（詳細は3ページ） >
6 接種回数	1 回 （2 回以上接種した場合、2 回目以降は全額自己負担となります。）
7 他のワクチンとの接種間隔について	<u>インフルエンザワクチン等の他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、接種間隔に制限はありません。</u>

1 新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

新型コロナワクチンについては、有効性及び安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

2 予防接種を受ける前に ～必ずお読みください～

(1) 一般的な注意事項

- ア 新型コロナウイルス感染症予防接種は、ご本人が接種を希望する場合に接種を行いますので、有効性及び副反応等を十分に理解した上で接種を受けてください。
- イ 最終的にご本人の意思確認ができなかった場合には、本市の費用助成による接種を受けることはできません。
- ウ 市外の医療機関での接種（定期接種）を希望する場合は、接種前に横浜市が発行する「予防接種実施依頼書」の申請が必要になります。詳細については、お住まいの区の福祉保健課にお尋ねください。ただし、接種費用は全額自己負担となります。

(2) 予防接種を受けることが適当でない方

- ア 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している方
- イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ウ ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方
- エ その他、医師が不適当な状態と判断した方

(3) 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ア 血小板減少症又は凝固障害を有する方、抗凝固療法を施行している方
- イ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ウ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- エ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- オ 過去にけいれんの既往のある方
- カ ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方
- キ 腎機能障害を有する方、肝機能障害を有する方、妊婦、授乳婦、高齢者

(4) 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ア 接種後30分間は急な副反応が起こることがあるため、体調を十分に確認し、異変を感じた場合には、速やかに医師とご相談ください。
- イ 注射した部位は清潔に保つようにし、接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。また、接種後に体調が悪い時は無理をせず、入浴は控える等、様子を見るようにしてください。
- ウ 通常の生活は問題ありませんが、当日の激しい運動や過度の飲酒等は控えてください。

3 新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

新型コロナワクチンの主な副反応として、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等があります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

また、稀に起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシー、ごく稀ではあるものの、ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎、ギラン・バレー症候群が報告されています。接種後に気になる症状があった場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

4 予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になる、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。予防接種による健康被害が生じた場合の手続きについては、各区福祉保健課健康づくり係にお問い合わせください。

5 接種費用の免除について

～免除対象者であることを確認できる書類が必要です～

次のア～ウに該当する方は、必要書類を協力医療機関へ提出することで、接種費用（7,000 円）が免除されます。

対象となる方		必要な書類（接種を受ける方の分に限ります）
ア	ご本人を含む世帯全員が 市民税非課税世帯の方	① 「介護保険料額決定通知書」の写し (65 歳以上の方に毎年 6 月中旬～下旬に発送されます。)
		② 「介護保険料額通知書」の写し (新たに横浜市の介護保険に加入された 65 歳以上の方や、 介護保険料額が変更となった方に発送されます。)
		③ 「介護保険負担限度額認定証」の写し (利用者負担第 1 段階～第 3 段階①または②の方が対象です。)
		④ 「(75 歳以上のみ)後期高齢者医療資格確認書」の写し(区分Ⅰ及び区分Ⅱの方が 対象です。)※マイナ保険証をお持ちで、限度額情報の提供に同意した場合には写し不要
イ	生活保護を受けている方	⑤ 「休日・夜間等診療依頼証」の写し ⑥ 「生活保護費支給証」の写し
		⑦ 「生活保護受給証明書」(原本に限る) ※生活保護法の指定医療機関制度の対象者が対象医療機関で接種する場合は、上記写し等不要
ウ	中国残留邦人等の方で、 支援給付を受けている方	⑧ 「本人確認証」の写し
【ご注意】①②⑤⑥については令和 7 年度（2025 年度）のもの、③については適用期間が令和 7 年 8 月 1 日以降 のもの、④については交付年月日が令和 7 年 8 月 1 日以降のものをご用意ください。		

※ア～ウの条件に該当するが、①～⑧の書類がお手元がない場合

「新型コロナウイルス感染症予防接種自己負担免除対象者確認書」の交付を受けてください。

令和 7（2025）年 1 月 1 日時点で、本人含む世帯員の中で横浜市外在住の方がいる場合は、手続き内容が
変わります。詳しくは各区福祉保健課健康づくり係までお問い合わせください。

	区役所窓口での申請	郵送での申請
申請先	各区福祉保健課（健康づくり係）	医療局健康安全課
受付期間	10 月 1 日（水）～令和 8 年 2 月 27 日（金） （※土・日・祝日を除く）	10 月 1 日（水）～令和 8 年 2 月 6 日（金） （※令和 8 年 2 月 6 日までの消印有効）
持ち物 ・ 手続方法	接種を受ける方の住所・氏名・生年月日を 確認できるもの (60 歳～64 歳の方は、1 ページ「1 対 象者」に記載された障害の 1 級の身体障害 者手帳（身体障害者手帳申請中の場合は、 申請時に提出した身体障害者診断書・意見 書の写し）)	① 横浜市医療局ホームページに掲載の専用の様 式を印刷して、必要事項を記入します。または、 便せんなどの用紙に、「新型コロナウイルス感染 症予防接種自己負担免除申請」及び「自己負担免 除の確認となる対象者及びその属する世帯員の 市・県民税の課税状況等について調査すること に同意します」と明記し、接種を受ける方の住 所、氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、電話番 号を記入します。 ② 返信用の封筒を用意し、住所、氏名、郵便番号 を記入し、必要な金額分の切手を貼付してくだ さい。（高齢者施設等入所者分の一括申請の場合 は、郵送料相当の切手を貼付します。） ③ 上記①②を封筒に入れ、横浜市医療局健康安 課（住所は 4 ページ下部）に送付します
代理申請	【同一世帯員の場合】 上記＋代理人の方の本人確認書類 【同一世帯員以外の場合】 上記＋代理人の方の本人確認書類 ＋接種を受ける方の印鑑または委任状	・委任状 ・接種を受ける方の本人確認書類の写し ・代理人の本人確認書類
発行までの期間	原則として申請当日	10 日～2 週間程度

予防接種に関するご質問にお答えします。お気軽にご相談ください。

横浜市予防接種コールセンター

電話：045-330-8561

FAX：045-664-7296

午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始除く)

対応言語：日本語、English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली

■各区福祉保健課 健康づくり係

開庁日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

受付時間：8:45～17:00（窓口） / 8:45～17:15（電話）

青 葉	☎ 978-2438	F A X 978-2419	瀬 谷	☎ 367-5744	F A X 365-5718
旭	☎ 954-6146	F A X 953-7713	都 筑	☎ 948-2350	F A X 948-2354
泉	☎ 800-2445	F A X 800-2516	鶴 見	☎ 510-1832	F A X 510-1792
磯 子	☎ 750-2445	F A X 750-2547	戸 塚	☎ 866-8426	F A X 865-3963
神 奈 川	☎ 411-7138	F A X 316-7877	中	☎ 224-8332	F A X 224-8157
金 沢	☎ 788-7840	F A X 784-4600	西	☎ 320-8439	F A X 324-3703
港 南	☎ 847-8438	F A X 846-5981	保土ヶ谷	☎ 334-6345	F A X 333-6309
港 北	☎ 540-2362	F A X 540-2368	緑	☎ 930-2357	F A X 930-2355
栄	☎ 894-6964	F A X 895-1759	南	☎ 341-1185	F A X 341-1189

■横浜市医療局ホームページ

新型コロナウイルス感染症予防接種に関する情報が掲載されています。



QRコードが読み取れない場合は

横浜市 新型コロナワクチン

検索

※最新の情報は横浜市ホームページを参照してください。

◆新型コロナウイルス感染症の予防のために◆ ～普段から日常生活にも気を配ることが有効です～

新型コロナウイルス感染症は、咳やくしゃみを介して感染します。手洗いをはじめ、次のようなことにも注意して、普段から新型コロナウイルス感染症の予防を心掛けましょう。

○換気

…換気には、「機械換気(換気扇)」または「自然換気(窓開け)」があります。

○手洗い・手指消毒

…せっけんで手を洗いましょう。また、アルコールでの手指消毒も有効です。

○マスク着用

…マスク着用は自己判断ですが、受診時や人混みなどではマスクを着用しましょう。

新型コロナウイルス感染症にかかるリスクを下げるためにも、早めに予防接種を受けましょう。



都筑野菜 朝市

「都筑野菜」は、“新鮮でおいしい野菜”であると同時に、
身近で消費することで輸送に伴うCO₂が抑えられる“環境にやさしい野菜”!
朝市を利用して地産地消を進めよう!



横浜市脱炭素応援キャラクター
バクバク

日時

毎月 第2・4火曜日/第4土曜日 9:30~12:00

※売り切れ次第終了

※天候の影響等により、農作物の品薄や予告なしに中止する場合があります。

月	第2火曜日	第4火曜日	第4土曜日
10	10月14日(火)	10月28日(火)	10月25日(土)
11	11月11日(火)	11月25日(火)	11月22日(土)
12	12月9日(火)	12月23日(火)	お休み
1	1月13日(火)	1月27日(火)	1月24日(土)
2	2月10日(火)	2月24日(火)	お休み
3	3月10日(火)	3月24日(火)	3月28日(土)

上記日程のほか、11月3日(月・祝)開催の都筑区民まつりにも出店!
10月25日(土)からは焼き芋の販売(※)も開始します!
ぜひマイバッグをお持ちのうえ、お越しください。

※天候の影響等により、予告なしに販売開始時期を変更する場合があります。
材料がなくなり次第、焼き芋の販売は中止となります。

会場

都筑区総合庁舎 (市営地下鉄センター南駅下車 徒歩6分)

【火曜開催】駐車場横通路 【土曜開催】中庭(消防署前)



問合せ:都筑区区政推進課企画調整係

TEL 948-2227

FAX 948-2399



公式マスコットキャラクター トウンクトゥンク

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

＜出店農家一覧＞

開催日	出店農家	販売品
10月14日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
10月25日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
10月28日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
11月11日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
11月22日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
11月25日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
12月9日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
12月23日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
12月27日(土)	お休み	
1月13日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
1月24日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
1月27日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
2月10日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
2月24日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
2月28日(土)	お休み	
3月10日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
3月24日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
3月28日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜

※天候影響等により、予告なしに農作物の品薄や中止する場合、出店農家が変更になる場合があります。

ニュースレター News letter vol.06



都筑スタイル 学び合い交流セミナーを開催しました

「強くあたたかい組織（コミュニティ）づくり」をテーマに実践的なマネジメントのヒントや新たな仲間の巻き込み方について学びました。その様子をレポートします。

地域活動の輪が つながる、広がる、深まる！

都筑区を拠点とする地域活動団体と自治会町内会のマッチングを目的とした「まちづくり交流会」がスタートします。





講師 呉 哲煥 (ご てつあき) さん



レポート

学び合い交流セミナー [6月21日(土)]

都筑区役所にて「学び合い交流セミナー」が開催され、自治会町内会から27名が参加しました。今回のテーマは「強くあたたかい組織（コミュニティ）づくり」。講師を務めたのは、NPO・市民活動・サークル活動など非営利組織のマネジメント支援を行っている呉哲煥さん（NPO法人 CRファクトリー代表理事）。

セミナー前半では、現代社会が抱える課題と非営利組織の悩みを共有しながら、「コミュニティマネジメントの基本原則」について学びました。呉さんは、「主体と客体が交代・融

合するのがコミュニティ」「メンバーに役割と出番をコーディネートする」「人はコストをかけた分だけ愛着がわく」「お金以外の報酬に着目する」といった重要なキーワードを提示。個人ワークを通じて、参加者それぞれが自らの活動を振り返り、理解を深めました。

後半では、「人をうまく巻き込めない」という多くの自治会に共通する課題に対し、段階的に巻き込んでいく流れを紹介。参加者はワークシートを活用し「すでに取り組んでいること」と「これから取り組むこと」を具体的

に設計しました。

最後に、「理念共感」「自己有用感」「居心地の良さ」の3つの要素を軸に強くあたたかいコミュニティの構築についてレクチャーを受け、グループワークを通じて、活発な意見交換が行われました。

今回のセミナーは、地域コミュニティをより強く、よりあたたかいものにするための具体的なヒントや大きな示唆を与えてくれました。参加者一人ひとりが得た学びを、今後の地域活動に活かしていくことが期待されます。

参加された方のコメント

- 楽しく活気がありスピーディーで成果の上がる組織づくりに有益、勉強になった。
- これまで取り組んできた自治会活性化の取組みを客観的に確認でき、方向性が整理できた。
- 考えていることを実現するためのヒントになる言葉をたくさん得られた。
- ふだん感じていることが言語化されて、次のアプローチを考えやすくなった。
- ワークシートは役員にも共有し、書いてもらいたい。





コーディネーター 秋本 創さん



レポート

café ミーティング [令和7年3月9日(日)]

都筑区役所にて「café ミーティング」が開催されました。今回のメインプログラムは、これまでに都筑スタイルを通じて活動の魅力アップや課題解決に取り組んだ自治会町内会のデジタル化に関する実践事例の発表。コーディネーターは、都筑スタイルアドバイザー派遣の講師経験もある秋本創さん（NPO 法人埼玉情報センター事務局次長）。

前半の「都筑スタイル実践報告」では、桜並木町内会、牛久保町内会、茅ヶ崎南 MGCRS 連合自治会が、自治会の課題に対してデジタル活用して推進してきた事例を紹介。また、情報発信に積極的に取り組む NPO 法人こども応援ネットワーク縁（ゆかり）ハウスの担当者も登壇し、それぞれの取り組みについて語っていただきました。

続くトークセッションでは秋本さんから「デジタル化に取り組んでみて実感した効果は?」「課題に対してどのように乗り越えたか?」といった問いが投げかけられ、登壇者は、一言で表現したパネルを掲げながら発表。「タイムリーな情報発信」「無理ならやめる」など、実践者ならではのリアルな声が共有され、会場は終始和やかな雰囲気になりました。

途中、区内で活動するシェアリーカフェ（NPO 法人 I Love つづきが運営）によるコーヒーの提供もあり、参加者はリラックスした雰囲気の中で交流を深めました。

後半の「みんな de トーク」では、デジタルを活用した地域のつながり方についてグループに分かれて意見交換を実施。前半の事例を参考にしながら活発な意見が交わされました。

一日を通じて、デジタルの活用は“目的ではなく手段”であり、そして“取組みのゴールではなくスタート”であることを改めて実感する機会となりました。



まちづくり交流会「つながるマッチング会」開催!



地域活動団体と自治会町内会のマッチングを目的とした「まちづくり交流会」を開催します。住民同士の交流につながる地域イベントをテーマに、地域活動者と自治会が交流し、新たなつながりを生み出す機会をつくります。

参加予定団体 (企画の詳細はホームページに公開中!)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ● 都筑ペット防災を考える会 | 都筑ペット防災ワークショップ |
| ● 37'scafé | 備蓄食材で防災食を作ってみよう! |
| ● NPO 法人 I Love つづき | 自治会活動に役立つ「スマホいのは講座」 |
| ● NPO 法人テレワークセンター横浜 | つづきものづくり体験 |
| ● 成田直行さん | ボードゲームで遊ぼう! |
| ● 都筑天文クラブ | 天体観望会 / ワークショップ |

マッチング会

地域活動団体による
プレゼンと自治会
との意見交換
9月27日(土)

活動交流

活動見学やイベン
トの実施に向けた
打合せ等の実施
10月~2月頃

発表会

マッチングの過程
や成果などを地域
向けに報告
令和8年3月頃



都筑スタイル
ホームページ

横浜地域活動・ボランティア情報サイト “よこむすび”のご紹介

「よこむすび」は、自治会町内会、NPO 法人、ボランティア団体など、地域で活動する団体のイベント情報やボランティア募集情報を集めたポータルサイトです。

自治会町内会をはじめ市民の皆さんの情報収集の場として、ぜひご利用ください。発信できる団体は、現在、以下のとおりとしています。

青葉区・都筑区の自治会町内会、公園愛護会、市民活動支援センター登録団体、地区社会福祉協議会、ハマロード・サポーター、水辺愛護会 ※対象区・団体は今後拡大予定です。

よこむすびでできること.....

① イベントをさがす

横浜市内の活動団体が開催するイベント情報を検索できます。新しい学びや体験、仲間さがしに活用してください。

② ボランティア募集をさがす

横浜市内を中心とした、ボランティア募集情報を検索できます。エリアや活動分野から、ご自身に合った活動を見つけてください

③ 団体をさがす

横浜市に拠点を置く活動団体を検索できます。興味のある団体が見つかったら、その団体が開催しているイベントやボランティア活動に参加してみましょう。



〈掲載例〉 団体をさがす



都筑区 自治会町内会
港北ニュータウンイオ自治会



都筑区 自治会町内会
中川東町内会

詳しくはよこむすびの
ホームページをご覧ください



お問合せ
都筑区地域振興課 区民活動センター
電話：045-948-2237

第31回

都筑区民 まつり

笑顔あふれる ふるさと都筑

会場 都筑区総合庁舎周辺・センター南駅周辺

会場周辺は交通渋滞が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

開催可否は当日午前7時から都筑区役所ホームページでお知らせします。

※パソコン・スマートフォンをお持ちでない方は、横浜市コールセンター

(TEL.664-2525当日午前8時からのみ)までお問合せください。

都筑区民まつり

検索



2025
11/3 月・祝

10時～15時
荒天中止 少雨決行

センター南駅周辺

- PRコーナー
- 物品販売(飲食物含む)
- お囃子
- 福祉保健コーナー など

砂の広場

- 飲食物調理販売

すきっぷ広場

- 開会式、ステージ

都筑区総合庁舎 周辺・区民ホール

- PRコーナー
- 物品販売(飲食物含む)
- 福祉バザー など

飲食物の調理販売は、センター南駅前「砂の広場」でのみ行います。

主催 都筑区ふるさとづくり委員会(事務局:都筑区役所地域振興課) TEL:948-2231 FAX:948-2239

共催 横浜市都筑区役所

令和7年度都筑区自治会町内会長感謝会における永年在職者表彰について

永きにわたり自治会町内会長としてご尽力されている方々を表彰し、また、自治会町内会長の日々のご尽力に感謝の意を表するため、自治会町内会長感謝会を開催いたします。

1 感謝会について

(1) 表彰対象の皆様

ア 区長表彰

令和7年度に自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間5年の方

イ 市長表彰

令和7年度に自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間10年の方、及びその後の在職期間が5年ごとに達した方。

(2) 日時・会場（予定）

令和8年3月2日（月）16時から

会場：アニヴェルセル ヒルズ横浜

※ 詳細が決まり次第、対象の方へご案内いたします。

2 自治会・町内会長在職年数一覧の確認について【依頼】

表彰対象者を確認させていただくため、別紙一覧の就任年数をご確認いただき、修正箇所等がございましたら 10月21日（火）までにご連絡をお願いいたします。

担 当：都筑区役所地域振興課地域振興係

村尾・藤井

電 話：948－2231

FAX：948－2239

Email:tz-chiikishinkou@city.yokohama.lg.jp

令和7年 秋の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 9月21日（日）～9月30日（火）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（火）

スローガン

反射材 わたしとかがやく 夜の道

重 点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止



横浜市交通安全キャラクター
まもる

◇◇◇令和6年中 時間帯別事故発生状況◇◇◇

		昼 間							夜 間							合 計
		6 ～ 8 時	8 ～ 10 時	10 ～ 12 時	12 ～ 14 時	14 ～ 16 時	16 ～ 18 時	小 計	18 ～ 20 時	20 ～ 22 時	22 ～ 24 時	0 ～ 2 時	2 ～ 4 時	4 ～ 6 時	小 計	
横浜市内	発生件数（件）	648	993	799	873	858	1,075	5,246	919	451	249	132	88	178	2,017	7,263
	構成率（％）	8.9	13.7	11.0	12.0	11.8	14.8	72.2	12.7	6.2	3.4	1.8	1.2	2.5	27.8	100.0
	死者数（人）	3	3	4	3	3	2	18	5	2	5	1	4	5	22	40
	構成率（％）	7.5	7.5	10.0	7.5	7.5	5.0	45.0	12.5	5.0	12.5	2.5	10.0	12.5	55.0	100.0
神奈川県内	発生件数（件）	1,955	2,962	2,427	2,538	2,556	3,097	15,535	2,445	1,179	578	332	208	473	5,215	20,750
	構成率（％）	9.4	14.3	11.7	12.2	12.3	14.9	74.9	11.8	5.7	2.8	1.6	1.0	2.3	25.1	100.0
	死者数（人）	6	9	9	10	12	8	54	13	8	9	5	11	9	55	109
	構成率（％）	5.5	8.3	8.3	9.2	11.0	7.3	49.5	11.9	7.3	8.3	4.6	10.1	8.3	50.5	100.0

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図りこの運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 こどもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 こども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自動車を運転する際、横断歩道等ではこどもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。
- 2 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- 3 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。
- 4 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 5 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話 045 (671) 2323

令和7年度 緑ジンミーティングスキルアップ講座

参加費
無料

自分も相手も大切にする話し方 ～アサーティブコミュニケーション～

日程 2025年10月9日（木）

時間 午後2時から4時まで

場所 都筑区役所 6階大会議室

定員 30名

申込は裏面をご覧ください。



地域活動・団体活動を円滑に進める上で必要不可欠な「コミュニケーション」。我慢して言いたいことが言えなかったり、主張しすぎて気まづくなったりしたことはありませんか？

良好な関係性を築くための会話スタイルを点検してみましょう！

講師



特定非営利活動法人アサーティブジャパン認定講師
渡辺 由美（わたなべ ゆみ）さん

東京生まれ。百貨店・人材サービス会社に長年勤務。
教育部門の企画・運営・インストラクターとして、
社内外のコミュニケーション研修、販売力向上研修、
ビジネスマナー研修などに携わる。

現在、アサーティブジャパン認定講師として各種研修・講座を担当

主催：都筑区民活動センター

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区役所1階

電話：045-948-2237 メール tz-katsudo@city.yokohama.lg.jp

詳細は裏面・WEBをご覧ください。



都筑区民活動センター



対 象 : 都筑区民活動センター登録団体、自治会・町内会、地域活動にかかわる主に都筑区を活動拠点とする団体
(地域活動や自治会・町内会活動の支援を目的とした講座のため、個人事業などの営利活動やご自身のキャリアアップのための受講はお断りします)

定 員 : 30名(先着順)

申込締切 : 令和7年10月5日(日)

申 込 : 横浜市電子申請、都筑区民活動センターの窓口、メール、電話で受け付けます

申込はこちらから



団体名または 自治会・町内会名	
お名前(ふりがな)	()
電話番号	
メールアドレス	
応募動機、 講座への期待など	
コミュニケーション のお悩み	

